

愛媛大学理学部化学科構造化学同窓会関東支部会則

（総則）

第1条 本会は、愛媛大学理学部化学科構造化学同窓会関東支部と称する。

第2条 本幹事会及び事業活動拠点（は原則として愛媛大学サテライトオフィス東京とする。

（目的）

第3条 本会は、第5条記載の会員相互の親睦向上を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 愛媛大学理学部化学科構造化学同窓会関東支部の企画・実施
- (2) 会員名簿の管理
- (3) その他必要な事業

（会員）

第5条 本会は、次の会員で組織する。

- ・ 関東周辺在住もしくは勤務の愛媛大学文理学部化学科及び理学部の卒業生及び修了生
- ・ 関東周辺在住もしくは勤務の愛媛大学大学院理学研究科及び愛媛大学理工学研究科（理学系）の修了生
- ・ 関東周辺在住もしくは勤務の愛媛大学文理学部化学科、理学部、大学院理学研究科、理工学研究科（理学系）に在籍していた教職員並びに本会の趣旨に賛同する者

（幹事、幹事会）

第6条 幹事会は、次のメンバーで構成される。

- (1) 会長 1名
- (2) 幹事長 1名
- (3) 副幹事長 1名
- (4) 顧問 数名（講座教員並びに退職教員）
- (5) 幹事（総務、会計、連絡、会運営、松山連絡） 4～10名

(6) 会計監事 1名

(名誉会長等)

第7条 名誉会長は、会員の総意において決定される。

- 2 会長は、幹事の総意において決定される。
- 3 その他幹事は、幹事会で承認された者とする。

(任期)

第8条 いずれの幹事も幹事本人から辞退の申し出がない限り任期を設けない。

(会務)

第9条 会長は、幹事会を代表し、会務を総括する。

- 2 幹事長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 総務会計幹事は、幹事会議事進行、運営経費管理、会計報告を主たる職務とする。
- 4 連絡幹事は、会員の名簿管理、会員との情報発信・受信を主たる職務とする。
- 5 会運営幹事は、愛媛大学理学同窓会、愛媛大学理学部化学科構造化学同窓会関西支部との連携を図ることを主たる職務とする。
- 6 松山連絡幹事は、松山在住の会員との連携を図ることを主たる職務とする。
- 7 本会の運営に関する企画等は、幹事会で発議・計画・実施する。

(幹事会)

第10条 本会の運営は、幹事会で決定される。

- 2 幹事会は、第6条記載の幹事をもって構成し、必要に応じ開催する。
- 3 幹事会は、同窓会の企画、会計の承認、幹事の推薦・承認、本会の運営に関する具体的事項、その他幹事が緊急を要すると認めた事項について審議する。
- 4 会議の議長は、会長とする。ただし、会長に事故があるときは、正・副幹事長いずれかがこれに当たる。
- 5 幹事会で提案された審議事項は、幹事会の総意をもって決定する。

(関西支部)

第11条 幹事会は、必要に応じ、理学同窓会もしくは愛媛大学理学部化学科構造化学同窓会関西支部と情報を共有し、連携する。

（会計）

第12条 本会の経費は、本会主催の同窓会等の会費、寄付金、その他の収入金をもって充てる。

第13条 総務会計幹事は、本会の会計について責任をもって管理し、会計監事の承認を受けなければならない。また、会員による開示要求がなされた時、速やかに報告しなければならない。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

（雑則）

第15条 会員は、姓名、連絡先、職業等の変更が生じた時は、これを幹事に連絡するものとし、連絡幹事は、名簿を常に最新のものとするように努める。

第16条 この会則の改正は、幹事会で審議・決定する。

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する幹事会が重要と判断した審議事項（重要審議事項）は、本会主催の同窓会等において会員の承認を取り付けなければならない。

第18条 幹事会が必要に応じ入手した個人情報、日本国内法の求めに応じ適切に管理し、入手した目的外に使用してはならない。

附 則

1 この会則は、平成28年4月1日から施行する。

初版からの改訂履歴

1 平成28年1月30日：（総則）第2条 活動拠点、第14条会計年度の追加

第6条 規約内容の変更、追加（附則）

2 愛媛大学理学部化学科構造化学同窓会関東支部会則（平成27年11月14日施行）は廃止する。

愛媛大学理学部化学科構造化学同窓会関東支部会則（旧）

（総則）

第1条 本会は、愛媛大学理学部化学科構造化学同窓会関東支部と称する。

（目的）

第2条 本会は、第4条記載の会員相互の親睦向上を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 愛媛大学理学部化学科構造化学同窓会関東支部の企画・実施
- (2) 会員名簿の管理
- (3) その他必要な事業

（会員）

第4条 本会は、次の会員で組織する。

- ・ 関東周辺在住もしくは勤務の愛媛大学文理学部化学科及び理学部の卒業生及び修了生
- ・ 関東周辺在住もしくは勤務の愛媛大学大学院理学研究科及び愛媛大学理工学研究科（理学系）の修了生
- ・ 関東周辺在住もしくは勤務の愛媛大学文理学部化学科，理学部，大学院理学研究科，理工学研究科（理学系）に在籍していた教職員並びに本会の趣旨に賛同する者

（幹事，幹事会）

第5条 幹事会は、次の幹事で構成される。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 副幹事長 1名
- (5) 顧問 数名（講座教員並びに退職教員）

(6) 幹事（総務，会計，連絡，会運営，松山連絡） 4～8名

(7) 会計監査 1名

（名誉会長等）

第6条 名誉会長は、会員の総意において決定される。

2 会長は、幹事の総意において決定される。

3 その他幹事は、幹事会で承認された者とする。

（任期）

第7条 いずれの幹事も幹事本人から辞退の申し出がない限り任期を設けない。

（会務）

第8条 会長は、幹事会を代表し、会務を総括する。

2 幹事長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代行する。

3 総務会計幹事は、幹事会議事進行，運営経費管理，会計報告を主たる職務とする。

4 連絡幹事は、会員の名簿管理，会員との情報発信・受信を主たる職務とする。

5 会運営幹事は、愛媛大学理学同窓会，愛媛大学理学部化学科構造化学同窓会関西支部との連携を図ることを主たる職務とする。

6 松山連絡幹事は、松山在住の会員との連携を図ることを主たる職務とする。

7 本会の運営に関する企画等は、幹事会で発議・計画・実施する。

（幹事会）

第9条 本会の運営は、幹事会で決定される。

2 幹事会は、第5条記載の幹事をもって構成し、必要に応じ開催する。

3 幹事会は、同窓会の企画，会計の承認，幹事の推薦・承認、本会の運営に関する具体的事項，その他幹事が緊急を要すると認めた事項について審議する。

4 会議の議長は、会長とする。ただし、会長に事故があるときは、正・副幹事長いずれかがこれに当たる。

5 幹事会で提案された審議事項は、幹事会の総意をもって決定する。

（関西支部）

第10条 幹事会は、必要に応じ、理学同窓会もしくは愛媛大学理学部化学科構造化学同窓会関西支部と情報を共有し、連携する。

（会計）

第11条 本会の経費は、本会主催の同窓会等の会費、寄付金、その他の収入金をもって充てる。

第12条 総務会計幹事は、本会の会計について責任をもって管理し、会計監査の承認を受けなければならない。また、会員による開示要求がなされた時、速やかに報告しなければならない。

（雑則）

第13条 会員は、姓名、連絡先、職業等の変更が生じた時は、これを幹事に連絡するものとし、連絡幹事は、名簿を常に最新のものとするように努める。

第14条 この会則の改正は、幹事会で審議・決定する。

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する幹事会が重要と判断した審議事項（重要審議事項）は、本会主催の同窓会等において会員の承認を取り付けなければならない。

第16条 幹事会が必要に応じ入手した個人情報、日本国内法の求めに応じ適切に管理し、入手した目的外に使用してはならない。

附 則

1 この会則は、平成27年11月14日から施行する。